

応募についてのよくあるご質問

- Q1. 募集要項とデザイン提出フォーマットに、ロゴと大会名称は「縦」に配置するようにとされているが、大会名称を「縦書き」にするという意味ですか？
- A1. 募集要項の「デザイン基本ルール・他大会のエンブレム例」のように、上にロゴ、下に大会名称をレイアウトしてエンブレムを制作していただきたいという意味です。
- Q2. 提出の仕方については、提出用フォーマットをダウンロードし、完成したデザインを貼って提出という流れで大丈夫ですか？
- A2. そのとおりです。提出用フォーマットに完成したデザインデータを貼り、当ウェブサイトには設置されている、応募フォームよりご応募ください。
- Q3. 郵送による応募は受け付けてくれませんか。電子記憶媒体(CD等)の郵送でも受け付けてくれませんか？
- A3. 応募はエンブレム募集サイトの応募専用フォームからのみ受け付けます。電子記憶媒体も含め、郵送及び持参による応募は受け付けません。
- Q4. フォーマット上にデザインが保存できません？
- A4. 応募はエンブレム募集サイトの応募専用フォームからのみ受け付けます。電子記憶媒体も含め、郵送及び持参による応募は受け付けません。
- Q5. 18歳未満のメンバーのみによるグループでも応募できますか？
- A5. グループ内の18歳未満の方すべてに保護者の同意が必要ですが、ご応募いただけます。
- Q6. 応募するにあたって、エントリー費用のようなものは発生しますか？
- A6. 応募には費用(エントリー費等)は発生いたしません。ただし、エンブレムデザインの作成費用及びご応募に係る通信費等は応募者の負担となります。

応募についてのよくあるご質問

Q7. エンブレムデザイン募集要項の「4. エンブレムデザイン制作条件」のうち、以下の記述に関する質問です。

■ その他ルールを満たさない表現

- ・ 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの
- ・ すでに公表されているもの（Webに掲載されたものを含む）と同一または類似のもの

応募者は、「第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの」あるいは「既に公表されているもの（Webに掲載されたものを含む）と同一または類似のもの」の有無について調査する必要があるのでしょうか。

A7. 調査は、組織委員会が指定する弁理士などの専門家が採用作品（および採用候補作品）について行いますので、応募者は調査する必要はありません。ただし、応募者が、応募作品と同一または類似の標章がすでに登録されていることを知りながら、あるいは「すでに公表されているもの（Webに掲載されたものを含む）と同一または類似のもの」であることを知りながら応募したような場合には、募集要項に定める「ルールを満たさない」こととなります。

【Q8～Q11 共通】

エンブレムデザイン募集要項の「6. 注意事項」のうち、以下の記述に関する質問です。

1. 応募者は、その応募作品が採用作品に決定された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を組織委員会に無償で譲渡し、また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を組織委員会およびその指定する者に対して行使しない旨ご了解いただくとともに、組織委員会またはその指定する者等により商標・意匠の出願・登録が行われることがあるため、その旨ご了解いただきます。また、大会終了後は、当該作品の一切の権利が、OCAに帰属することをご了解いただきます。

Q8. 「著作権法第27条および第28条に関する権利」とはどのような権利ですか。また、どうしてこれらの権利まで組織委員会に譲渡する必要があるのでしょうか。

A8. 採用作品を変形（立体化・動画化などを含む）して二次的作品を制作する権利です。これらの権利を組織委員会に譲渡していただくのは、OCA憲章において開催都市の義務として定められているためであり、当該作品の応募者と協議の上で組織委員会が作成したデザインガイドに従った形状で利用する場合を除き、組織委員会が採用作品の制作者に無断で二次的作品を制作するのが目的ではありません。二次的作品を制作する場合は、その内容に応じて、作成者（採用作品の応募者を含む）、作成方法などについて、当該応募者のご意見をお聞きしながら作成を進めたいと考えております。

応募についてのよくあるご質問

- Q9. 「当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権」とはどのような権利ですか。また、どうして「行使しない」ことを了解しなければならないのですか。
- A9. 著作者人格権には公表権(著作権法第18条)、氏名表示権(同法第19条)、同一性保持権(同法第20条)があります。
このうち、公表権についてですが、採用作品の著作権を組織委員会に譲渡いただいた上で、公表は組織委員会が行うこととなります。
また、氏名表示権についてですが、エンブレムは、大会を識別するマークとしても使用するものであり、通常、制作者の氏名等を併記することはありません。ただし、組織委員会としては、エンブレムの使用に関するガイドラインその他の組織委員会指定の特定の箇所にも、制作者に事前に相談の上、制作者の氏名を表記することとします。
さらに、同一性保持権についてですが、組織委員会は、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(同法第20条2項4号参照)を行うことができることとしております。また、組織委員会が当該作品の著作者と協議の上作成するデザインガイドに従ったデザインによるものでない、二次的作品を制作する場合には、その内容に応じて、作成者(採用作品の応募者を含む)、作成方法などについて、当該応募者のご意見をお聞きしながら作成を進めたいと考えております。
- Q10. 著作者人格権を行使しないことを了解した場合、エンブレムの作成を自分の実績として公表できなくなるのでしょうか。
- A10. 採用作品の応募者は、自己又は第三者の宣伝広告には用いないなどの一定の条件の下で、エンブレムのデザイン実績を自分の実績の一つとして公表することができます(詳細は採用作品の決定にあたって締結する契約で定めます)。
- Q11. 大会終了後は当該作品の一切の権利がOCAに帰属するとありますが、どのような意味でしょうか。
- A11. OCA憲章の規定により、大会終了後、エンブレムに関する一切の権利は、組織委員会からOCAに譲渡されます。上記A8～A10の回答に掲げる内容については、OCAへの権利譲渡後はこの限りではありません。また、OCAへの権利譲渡前であっても、OCA憲章や開催都市契約の規定が優先することがあります。

応募についてのよくあるご質問

Q12. エンブレムデザイン募集要項の「6.注意事項」のうち、以下の記述に関する質問です。

2. すべての応募作品について、組織委員会が、広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等にて無償でこれを使用できるものとするをご了解いただきます。

採用作品についてはともかく、「すべての応募作品」について組織委員会が「無償でこれを使用」する必要はあるのでしょうか。

A12. 採用作品以外の応募作品については、各応募者が著作(財産)権および著作者人格権を有しますので、かりに、組織委員会にとって採用作品以外の応募作品を印刷物に複製するなどして使用する必要が生じた場合には、必ず各応募者の承諾を事前に得ることとします。

Q13. エンブレムデザイン募集要項の「6.注意事項」のうち、以下の記述に関する質問です。

3. 応募者には、その応募作品が当該応募者自らが創作したオリジナルの作品であって、既に発表されているもの（Web上に掲載されたものを含みます。）と同一または類似ではないこと、および、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないこと、ならびに、それらの違反があった場合には、その一切の責任を負うとともに組織委員会ないしOCAに一切の迷惑をかけないことを確約していただきます。

「一切の権利を侵害するものではないこと」や「一切の責任を負うとともに組織委員会ないしOCAに一切の迷惑をかけないこと」を確約せよというのは、厳しすぎると思いますが。

A13. 応募者が「すでに公表されているもの（Web上に掲載されたものを含みます。）と同一または類似のもの」を知りながら、応募作品を作成した場合に責任を負っていただくことを意図したものであり、盗用・流用作品であった場合以外に、この規定の拡大解釈によって応募者に不利益をもたらすことはありません。

Q14. エンブレムデザイン募集要項の「6.注意事項」のうち、以下の記述に関する質問です。

■応募作品の修正について
第20回アジア競技大会エンブレム選定委員会の判断により、応募者と協議の上、デザイン（書体を含みます。）の修正を行う場合があります。

採用作品についてはともかく、「応募作品」について修正を行うのはなぜでしょうか。

A14. 選定の段階で、修正を必要とする場合があることを考慮したもので、応募者との協議を前提とします。応募者は拒否することができますので、その場合には修正なしのまま選考が行われることとなります。